

令和5年度

武蔵野市地域子育て支援拠点事業
運営事業者選定プロポーザル実施要項

武蔵野市

目 次

1	募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	募集内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	提案方法・提案内容について・・・・・・・・	2
5	応募手続きについて・・・・・・・・	2
6	事業者の選定について・・・・・・・・	4
7	補助制度について・・・・・・・・	4
8	その他・・・・・・・・	5
9	事務局・・・・・・・・	5

【各種様式等】

様式1 プロポーザル参加申込書

様式2 武蔵野市地域子育て支援拠点事業 企画提案書

様式3 武蔵野市地域子育て支援拠点事業 資金計画書

様式4 プロポーザル質問書

様式5 プロポーザル辞退届

【参考資料】

- 平成26年5月29日雇児発0529号第18号「地域子育て支援拠点事業の実施について」
- 武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付要綱（令和2年4月1日要綱第264号）
- 武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月28日規則第25号）

1 募集の趣旨

武蔵野市（以下、「市」という。）では、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、地域子育て支援拠点事業実施施設を整備することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちと子育て家庭が地域で安心して子育てしていけるよう支援しています。

この募集は、歩いて行ける距離に新たな拠点の整備及び事業の運営を行う事業者を選定するため、プロポーザル（企画提案）方式により公募するものです。

なお、本事業は運営事業者に対する補助事業とし、市で定める補助金等交付要綱に沿って予算の範囲内で交付を行う予定です。

※「地域子育て支援拠点事業」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 6 項に規定する事業です。

2 募集内容

（1）開設時期

令和 5 年度中（令和 6 年 3 月 31 日まで）に開設が見込まれるもの。

※整備の進捗については、随時、市へ情報提供していただきます。上記の開設時期までに開設の見込みが立たない状況となった場合は、市との協議が必要になります。

※開設予定物件の整備の完了が次年度になる（ことが見込まれる）場合は、必ず市へ事前相談してください。

（2）整備地域及び整備箇所数

募集対象は以下の①②に指定する地域に対する整備とし、一箇所を選定します。

※指定地域から外れることにより直ちに募集の対象外とするものではなく、利便性その他の条件等を考慮して選定を行います。

※整備及び運営事業者は、選定委員会において協議の上、決定します。

①西久保地域：西久保 1 ～ 2 丁目

②吉祥寺南町地域：吉祥寺南町 1 ～ 5 丁目

（3）地域子育て支援拠点事業の内容

法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業であって、別添「地域子育て支援拠点事業 事業運営仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとします。

3 応募資格

今回の募集に応募ができる事業者は、次の（1）から（8）の要件を全て満たす者とし、複数の事業者が共同で申し込むことはできません。

- (1) 地域の子育て支援機能を充実させていくことに関して、知識及び意欲のある法人又は団体であり、そのための事業または機能について規約等に記載されていること。
- (2) 法人又は団体としての、未就学児の子育て家庭を対象とした活動実績が、概ね1年程度あること。
- (3) 公序良俗に反する事業を行わない団体であり、政治又は宗教活動を目的としない法人又は団体であること。
- (4) 事業者が前述2（募集内容）の要件を満たす建物の所有権又は賃借権を有していること。又は、地域子育て支援拠点事業を開始するまでに有する見込みがあること。
- (5) 地域子育て支援拠点事業を5年以上継続させる意思があること。
- (6) 従事する者の質の向上を図るため、市又は外部機関が実施する研修にスタッフを参加させること。
- (7) 武蔵野市子育てひろばネットワークに参加し、他の参加団体等と連携した子育て支援活動を行う意思があること。
- (8) その他、武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付要綱及び必要に応じて行う市が指示する事項を遵守すること。

4 提案方法・提案内容について

(1) 提案方法

指定書類の提出及びプレゼンテーションとします。

(2) 提案内容

①必須提案事項

実施体制（団体等の概要、事業計画、施設概要、資金計画等）

②提案可能事項

仕様書記載以外の事業（補助金の対象は、仕様書に記載の事業のみ）

5 応募手続きについて

(1) 配布資料

①武蔵野市地域子育て支援拠点事業 運営事業者選定プロポーザル実施要項

②武蔵野市地域子育て支援拠点事業 事業運営仕様書

③プロポーザル参加申込書

④武蔵野市地域子育て支援拠点事業 企画提案書

⑤武蔵野市地域子育て支援拠点事業 資金計画書

⑥プロポーザル質問書

⑦プロポーザル辞退届

⑧地域子育て支援拠点事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第18号）

⑨武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営費補助金交付要綱（令和2年4月1日要綱第264号）

⑩武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月28日規則第25号）

（2）配布期間

令和5年11月1日（水）から令和5年12月15日（金）

（ただし、土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

（3）配布場所

武蔵野市子ども子育て支援課（5頁「9 事務局」参照）

※下記武蔵野市ホームページよりダウンロード可



http://www.city.musashino.lg.jp/shussan_kodomo_kyoiku/kodomo_kosodate/boshu_kobo/1038085.html

（4）子ども子育て支援課への事前相談

応募を予定する事業者は、前述5（2）の実施要項配布期間中に、整備物件について子ども子育て支援課への相談を可とする（電話予約の上、来所願います）。

（5）応募手続き

必要書類を下記のとおり期限内に提出すること。提出方法は、郵送（書留のみ）または直接持ち込みとします。申請にかかる費用は提案者の負担とします。

	資料名	部数	提出期限
1	参加申込書	1部	令和5年12月15日（金）午後5時必着
2	質問書	2部	令和5年12月25日（月）午後5時必着
3	企画提案書（添付書類含む）	2部	令和6年1月12日（金）午後5時必着

（6）質疑回答について

配布資料の「質問書」により受け付けるものとし、受付及び回答はいずれも電子メールとします。なお、応募状況に関する質疑には回答しません。

①受付期間

令和5年12月18日（月）から12月25日（月）

②回答期間

令和6年1月5日（金）※参加申込書を提出した全団体・法人に回答

（7）その他

①選定に必要な参考書類を別途求めることがあります。

②企画提出書を補足するための資料として、A4両面3枚まで資料提出を認めます。

③提出期限以降の書類の差し替え・修正は認められません。

④提出資料は返却いたしません。

6 事業者の選定について

武蔵野市地域子育て支援拠点事業運営事業者選定委員会（以下「委員会」と言う。）にて審査を行い、市長が決定します。

審査方法は、提出した企画提案書等に基づく書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングとします。

（１）審査項目

①応募団体（活動実績・事業推進力・企画力・安定性）

②提案内容（地域参加及び地域参画への貢献度・発展性・専門性）

※本プロポーザルにおける最低合格基準は、配点合計の7割とする。

（２）プレゼンテーションについて

①日時及び場所

令和6年1月下旬～2月上旬（予定） 市役所会議室または市公共施設

※詳細は、参加申込書を提出した団体・法人に追って通知します。

②実施方法

企画提案書を補足する説明を行い、その後質疑応答を行います。プレゼンテーションには総括責任者が出席し、全体の進行をしてください。出席は責任者含め最大3名とします。

プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は市で用意します。

③結果の通知

令和6年2月中旬（予定）。結果通知は、参加申込書を提出した全ての法人・団体に回答します（辞退者を除く）。

（３）スケジュール

日時	内容
令和5年12月15日（金）午後5時必着	参加申込書 提出期限
令和5年12月25日（月）午後5時必着	質問書 提出期限
令和6年1月5日（金）	質問書への回答
令和6年1月12日（金）午後5時必着	企画提案書他 提出期限
令和6年1月下旬～2月上旬	プレゼンテーション
令和6年2月中旬	結果通知

7 補助制度について

整備・運営に活用できる補助制度は以下のとおりです。補助制度は、実際の交付額を保証するものではありませんが、企画提案書を作成する際は補助予定額を組み込んでください。

※補助額の決定は、基準額と補助対象経費の実支出額を比べて少ない方の額となるため、実績報告により残金が生じる場合は、市に返還していただきます。

※年度途中から事業を実施する場合は、基本分・加算分（番号1・2・4）ともに実施月数で按分を行います。ただし、開設準備経費については按分を行いません。

例) $(\text{年額} \div 12) \times \text{事業実施月数}$

開設準備経費は、開設日前日までに支出したものが補助対象経費です。選定結果通知日以降でかつ、開設日より前の日であれば対象となります。

番号	区分	基準額	補助対象経費
1	運営費（基本分）	8,398,000 円（年額）	人件費（職員俸給、職員諸手当及び法定福利費）、管理費（福利厚生費、交通費、光熱水費、通信費、印刷製本費、消耗品費、研修費、修繕費、保険料等）、事業費（講師謝礼、講習会費等）及び賃借料その他市長が必要と認める経費
2	地域支援に関する取組の実施（加算分）	1,518,000 円（年額）	
3	開設準備経費（開設日前日までに支出したもの・初年度のみ）	4,600,000 円	改修費、備品購入費等の施設整備費及び初度調弁費礼金及び開設前月分の賃借料、仲介手数料（ただし、予め内容について市と協議し、承認を得ること）
4	賃料補助	250,000 円（月額）	建物賃借料（管理費・共益費含む）及び更新料

8 その他

- (1) 本プロポーザルの事務局は、武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課に置く。
- (2) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、応募する者の負担とする。
- (3) 提案された内容について、市と提案者との協議により変更となる場合がある。
- (4) 審査の結果、選定者無しとなる場合がある。
- (5) 本事業にかかる要綱及び関係法令等は、令和5年11月1日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

9 事務局（問い合わせ・書類提出先）

【問い合わせ・書類提出先】

武蔵野市子ども家庭部 子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター
地域子育て支援担当：正留・大塚

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28（武蔵野市役所南棟 3 階）

電話 0422-60-1239（直通）

メール：sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp